

●若年者の地元への定着と雇用の拡大を！

事業主に雇用促進奨励金が交付されます

この奨励金制度は、町内に住所を有する新規学卒者を雇用した事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、若年者の地元への定着と雇用の拡大を図ることを目的としています。

◇交付対象者 次の条件を満たす事業主が対象となります。

- ①町内に事務所または事業所を有する中小企業者で、かつ、雇用保険の適用を受けている事業主です。
- ②新規学卒者を常用の労働者として、6カ月以上雇用する事業主です。ただし、次の事業主は交付の対象とはなりません。
ア、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する事業を営む事業主。
イ、町税を滞納している事業主。

◇新規学卒者の範囲 高等学校の教育課程を修了後、3

カ月以内に就職し、就職日から引き続き町内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

- ①気仙沼本吉管内の高等学校を卒業した者。
- ②町内の中学校から気仙沼、本吉管外の高等学校に進学し、当該高等学校を卒業した者。
- ③事業主や取締役等と2親等以内の親族でない新規学卒者。

【奨励金の額】

新規学卒者1人につき10万円を支給します。

【申請期限】

新規学卒者の就職日から起算して6カ月を経過した日の属する月の翌月20日までとなります。

【交付申請書類】

- ・南三陸町新規高卒者雇用促進奨励金交付申請書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・新規学卒者を雇用した日を証する書類
- ・雇用した新規学卒者の住民票抄本
- ・申請時の町税に係る納税証明書

【その他】

この制度は、平成19年3月1日以降に就職した新規学卒者から適用となります。

詳しくは、担当者までお問い合わせください。

問い合わせ
産業振興課 商工振興係
☎46-1378

職業紹介センター求職相談

毎週 月・水・金 曜日（祝日を除く）

※受付は午前9時～午後4時30分

◇会場 役場防災対策庁舎 1階 会議室

◇問い合わせ 産業振興課 商工振興係

☎ 46-1378 (内線424、521)



製造事業所の皆様へ

工業統計調査

ご協力をお願いします

現在、平成18年工業統計調査が行われています。

調査の対象となる事業所には調査員がお伺いしておりますのでご協力をお願いします。

なお、調査結果は、国や地方公共団体の政策立案のための基礎資料などに用いられます。

また、調査票に記入していただいた内容は、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・宮城県・南三陸町

◇問い合わせ

企画課企画政策係 ☎46-1371

歌津総合支所総務管理課地域振興係

☎36-3922